



島根県報

平成16年10月12日 (火)

第 1 615 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	2
農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準の一部改正	(農業経営課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任 (2 件)	(農村整備課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(")	4
土地改良区の清算人の退任の届出	(")	4
土地改良区の合併の認可	(")	5
保安林の指定の解除 (2 件)	(森林整備課)	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	6
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	(")	6
鳥獣保護区の指定の変更	(")	7
鳥獣保護区の更新	(")	7
鳥獣保護区特別保護地区の指定	(")	8
銃猟禁止区域の指定	(")	8
銃猟禁止区域の指定の変更	(")	9
鳥獣保護区の設定の一部改正 (5 件)	(")	10
銃猟禁止区域の設定の一部改正 (4 件)	(")	14
特別保護地区の指定の廃止	(")	14
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	15
公有水面埋立ての免許	(港湾空港課)	15
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(会計課)	18

公 告

都市計画の図書の縦覧	(都市計画課)	18
------------	-----------	----

特定調達公告

平成16年度建設機械 (雪寒) 購入に係る一般競争入札の落札者等	(道路維持課)	18
------------------------------------	-----------	----

正 誤

平成13年 3 月 6 日付け島根県報第1,245号中	(")	19
平成14年11月15日付け島根県報第1,420号中	(")	20
平成16年 3 月16日付け島根県報第1,555号中	(")	20
平成16年 6 月15日付け島根県報第1,581号中	(")	20
平成16年 8 月 3 日付け島根県報第1,595号中	(")	20
平成16年 9 月14日付け島根県報第1,607号中	(")	21
平成16年 9 月17日付け島根県報第1,608号中	(")	21

告 示

島根県告示第992号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 えるだー	訪問介護	有限会社 えるだー	出雲市塩冶町1298番地	平成16年10月1日
有限会社 八神生活センター	通所介護	八神デイサービスセンター	飯石郡頓原町大字八神68-4	平成16年10月1日

島根県告示第993号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 太陽とみどりの里	ひろせ介護支援室	安来市広瀬町広瀬1911-1	平成16年10月1日

島根県告示第994号

農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準（平成16年島根県告示第430号）の一部を次のように改め、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

表水稻の部25アールの項及び麦の部25アールの項中「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改める。

島根県告示第995号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

飯石郡掛合町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

藤原 孝 飯石郡掛合町大字掛合3293番地 5

加藤 一成 飯石郡掛合町大字波多491番地
藤原 安年 飯石郡掛合町大字掛合1251番地 2
板垣 洋司 飯石郡掛合町大字掛合1531番地
景山 隆義 飯石郡掛合町大字穴見1005番地
家島 清 飯石郡掛合町大字波多1616番地
石飛 榮一 飯石郡掛合町大字掛合444番地
白築 剛 飯石郡掛合町大字松笠1079番地
永瀬 晃 飯石郡掛合町大字多根630番地

監事

白築 徹一 飯石郡掛合町大字多根 8 番地内 4
坪倉 千尋 飯石郡掛合町大字入間260番地 2
落合 慧 飯石郡掛合町大字松笠403番地

2 就任年月日

平成16年 8 月 6 日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

大谷 保人 飯石郡掛合町大字松笠1403番地 3
神田 知敬 飯石郡掛合町大字波多1526番地 5
原 友治 飯石郡掛合町大字掛合155番地 1
藤原 孝 飯石郡掛合町大字掛合3293番地 5
加藤 一成 飯石郡掛合町大字波多491番地
藤原 安年 飯石郡掛合町大字掛合1251番地 2
板垣 洋司 飯石郡掛合町大字掛合1531番地
石飛 董章 飯石郡掛合町大字多根1472番地
景山 隆義 飯石郡掛合町大字穴見1005番地

監事

白築 徹一 飯石郡掛合町大字多根 8 番地内 4
坪倉 千尋 飯石郡掛合町大字入間260番地 2
落合 慧 飯石郡掛合町大字松笠403番地

島根県告示第996号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

邇摩郡仁万土地改良区**1 就任した役員の氏名及び住所****理事**

森 藤次郎 邇摩郡仁摩町大字仁万町632番地
森田 建樹 邇摩郡仁摩町大字仁万町1044番地 1
森 茂広 邇摩郡仁摩町大字仁万町908番地
鎌田 勤 邇摩郡仁摩町大字天河内町236番地 4

木挽 繁良 邇摩郡仁摩町大字仁万町1978番地 2
渡辺 茂 邇摩郡仁摩町大字仁万町1588番地 4
竹内 勝己 邇摩郡仁摩町大字仁万町1110番地
山本 正樹 邇摩郡仁摩町大字仁万町1431番地

監事

奥 雅守 邇摩郡仁摩町大字仁万町950番地
塩谷 英幸 邇摩郡仁摩町大字仁万町155番地 1
黒瀬 光義 邇摩郡仁摩町大字大國町2172番地

2 就任年月日

平成15年4月8日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

尾川與三郎 邇摩郡仁摩町大字仁万町1054番地 1
鎌田 勤 邇摩郡仁摩町大字天河内町236番地 4
池亀 章 邇摩郡仁摩町大字仁万町1507番地
山本 正樹 邇摩郡仁摩町大字仁万町1431番地
奥 雅守 邇摩郡仁摩町大字仁万町950番地
原田千代徳 邇摩郡仁摩町大字仁万町1601番地 1
森 茂広 邇摩郡仁摩町大字仁万町908番地
森 藤次郎 邇摩郡仁摩町大字仁万町634番地 2

監事

尾崎 治教 邇摩郡仁摩町大字天河内町40番地 1
森田 建樹 邇摩郡仁摩町大字仁万町1044番地 1
塩谷 英幸 邇摩郡仁摩町大字仁万町155番地 1

島根県告示第997号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、浜田市土地改良区の定款変更を平成16年9月29日付
けで認可した。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第998号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区
から清算人の退任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡市木村土地改良区。

退任した清算人の氏名及び住所

北野 正樹 邑智郡瑞穂町大字市木260番地
戸津川秀幸 那賀郡旭町大字市木2455番地 6
花本 一志 那賀郡旭町大字市木2939番地

田城 謙 那賀郡旭町大字市木3197番地
高崎 貞則 那賀郡旭町大字市木3696番地
稲垣 義人 邑智郡瑞穂町大字市木1709番地 1
田中 芳三 邑智郡瑞穂町大字市木2169番地 3
福浦 正弘 邑智郡瑞穂町大字市木741番地
丸田 金時 邑智郡瑞穂町大字市木558番地

島根県告示第999号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、江津市土地改良区と邑智郡桜江町土地改良区との合併について平成16年10月1日付けで認可したので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 合併後存続し、定款を変更する土地改良区
江津市土地改良区
- 2 合併により解散した土地改良区
邑智郡桜江町土地改良区

島根県告示第1,000号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八束郡美保関町大字美保関1357 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び美保関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1,001号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八束郡美保関町大字森山1253（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「 次の図 」 は、省略し、その図面を島根県庁及び美保関町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,002号

平成16年農林水産省告示第1,727号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を平田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所				不分明である通知の相手方	
市名	町名	字名	地番	保安林の所有者	住所
平田	奥宇賀	堂庵	1107 1111	蒲生久仁恵	簸川郡大社町大字日御碕442
〃	〃	〃	1107 1111	高橋 太十	平田市奥宇賀町990

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

島根県告示第1,003号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

広瀬中部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 安来市の一部 2 面積 2,140ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
宍道西キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 八束郡宍道町の一部 2 面積 1,200ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
雪田・宇都井キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 邑智郡邑南町の一部 2 面積

	1,258ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月 1 日から平成19年10月31日まで
周布川東部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 浜田市の一部 2 面積 1,845ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月 1 日から平成19年10月31日まで
旭中部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 那賀郡旭町の一部 2 面積 1,000ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月 1 日から平成19年10月31日まで
三隅第 1 キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 那賀郡三隅町の一部 2 面積 3,778ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月 1 日から平成19年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,004号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区の指定を次のとおり変更するので、同条第 9 項において準用する同法第15条第 2 項の規定により告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

鳥獣保護区の名称	区 域	面 積		存 続 期 間		鳥獣保護区の保護に関する指針
		変更前	変更後	変 更 前	変 更 後	
大森鳥獣保護区	隠岐郡隠岐の島町の一部	5ヘクタール	29ヘクタール	平成 6 年11月 1 日から平成16年10月31日まで	平成16年11月 1 日から平成26年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
日原鳥獣保護区	鹿足郡日原町の一部	138ヘクタール	122ヘクタール			

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,005号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護

区を更新するので、同条第 9 項において準用する同法第15条第 2 項の規定により告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

鳥獣保護区の名称	区 域	面 積	存 続 期 間	鳥獣保護区の保護に関する指針
船通山鳥獣保護区	仁多郡横田町の一部	3,000ヘクタール	平成16年11月 1 日 から平成26年10月 31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
来島ダム鳥獣保護区	飯石郡赤来町の一部	400ヘクタール		
浜原ダム鳥獣保護区	邑智郡美郷町の一部	310ヘクタール		
蟠竜湖鳥獣保護区	益田市の一部	155ヘクタール		
片匂鳥獣保護区	八束郡鹿島町の一部	323ヘクタール		
布部鳥獣保護区	安来市の一部	196ヘクタール		
西忌部鳥獣保護区	松江市の一部	130ヘクタール		
三ツ石山鳥獣保護区	那賀郡旭町の一部	130ヘクタール		
神戸川鳥獣保護区	出雲市の一部	430ヘクタール		
三隅海岸鳥獣保護区	那賀郡三隅町の一部	37ヘクタール		
嵯峨谷鳥獣保護区	美濃郡美都町の一部	1,207ヘクタール		

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,006号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第 4 項において準用する同法第15条第 2 項の規定により告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

大森鳥獣保護区大森特別保護地区	1 区域	隠岐郡隠岐の島町の一部
	2 面積	29ヘクタール
	3 存続期間	平成16年11月 1 日から平成26年10月31日まで
	4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,007号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第 1 項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第 3 項の規定により告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

石見銃猟禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 邑智郡邑南町の一部 2 面積 185ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
久村銃猟禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 簸川郡多伎町の一部 2 面積 42ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
三ツ石山銃猟禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 那賀郡旭町の一部 2 面積 416ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
東池銃猟禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 大田市の一部 2 面積 8ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
安来干拓銃猟禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 安来市の一部 2 面積 204ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
揖屋干拓銃猟禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 松江市の一部、及び八束郡東出雲町の一部 2 面積 323ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,008号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づく銃猟禁止区域の指定を次のとおり変更する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

銃猟禁止区域の名称	区 域	面 積		存 続 期 間
		変 更 前	変 更 後	
久佐銃猟禁止区域	那賀郡金城町の一部	420ヘクタール	210ヘクタール	平成8年11月1日から 平成18年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,009号

鳥獣保護区の設定（昭和49年島根県告示第592号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

表中来島ダム鳥獣保護区の項、浜原ダム鳥獣保護区の項、蟠竜湖鳥獣保護区の項を次のように改める。

来島ダム鳥獣保護区	1 区域 飯石郡赤来町の一部 2 面積 400ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
浜原ダム鳥獣保護区	1 区域 邑智郡美郷町の一部 2 面積 310ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
蟠竜湖鳥獣保護区	1 区域 益田市の一部 2 面積 155ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,010号

鳥獣保護区の設定（昭和49年島根県告示第620号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

表中大森鳥獣保護区の項、及び布部ダム鳥獣保護区の項を次のように改める。

大森鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部 2 面積 29ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
布部ダム鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 安来市の一部 2 面積 196ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,011号

鳥獣保護区の設定（昭和54年島根県告示第902号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

表中西忌部鳥獣保護区の項、及び片句鳥獣保護区の項を次のように改める。

西忌部鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 松江市の一部 2 面積 130ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
----------	--

	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
片句鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 八束郡鹿島町の一部 2 面積 323ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,012号

鳥獣保護区の設定（昭和59年島根県告示第963号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

表中船通山鳥獣保護区の項、日原鳥獣保護区の項、及び嵯峨谷鳥獣保護区の項を次のように改める。

船通山鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 仁多郡横田町の一部 2 面積 3,000ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
日原鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 鹿足郡日原町の一部 2 面積 122ヘクタール 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
嵯峨谷鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 益田市の一部 2 面積 1,207ヘクタール

- | | |
|--|---|
| | <p>3 存続期間
平成16年11月1日から平成26年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針
掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p> |
|--|---|

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,013号

鳥獣保護区の設定（平成6年島根県告示第910号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

表中三ツ石山鳥獣保護区の項、神戸川鳥獣保護区の項、及び三隅海岸鳥獣保護区の項を次のように改める。

三ツ石山鳥獣保護区	<p>1 区域 那賀郡旭町の一部</p> <p>2 面積 130ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>
神戸川鳥獣保護区	<p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積 430ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>
三隅海岸鳥獣保護区	<p>1 区域 那賀郡三隅町の一部</p> <p>2 面積 37ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,014号

銃猟禁止区域の設定（平成8年島根県告示第917号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

表中朝原銃猟禁止区域の項を削り、久佐銃猟禁止区域の項を次のように改める。

久佐銃猟禁止区域	<p>1 区域 那賀郡金城町の一部</p> <p>2 面積 210ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで</p>
----------	--

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,015号

特別保護地区の指定（昭和49年島根県告示第621号）を廃止し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,016号

銃猟禁止区域の設定（昭和62年島根県告示第1,044号）の一部を次のとおり改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

表中川本銃猟禁止区域の項を削る。

島根県告示第1,017号

銃猟禁止区域の設定（平成4年島根県告示第936号）の一部を次のとおり改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

表中上ノ台銃猟禁止区域の項、みやび湖銃猟禁止区域の項、及び高津川銃猟禁止区域の項を削る。

島根県告示第1,018号

銃猟禁止区域の設定（平成10年島根県告示第839号）の一部を次のとおり改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

表中松江橋南橋北銃猟禁止区域の項を削る。

島根県告示第1,019号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
津和野町	平成14年度～16年度	22枚	2冊	三步市 - 1	平成16年10月4日
金城町	平成14年度～16年度	40枚	1冊	小国（田ノ原）	平成16年10月4日
吉田村	平成16年度	12枚	1冊	吉田（芦谷）	平成16年10月4日
島根町	平成14年度～15年度	39枚	1冊	大芦 9	平成16年10月4日

島根県告示1,020号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 免許年月日

平成16年10月5日

2 免許受人

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

平田市河下町字祖父谷尻1番地及び13番地の地先公有水面

イ 区域

①の地点 青木平三等三角点（北緯35度25分26秒506・東経132度43分15秒240、標高343.14m）から53度40分46秒3,762.83mの地点

②の地点 ①の地点から351度27分54秒9.24mの地点

③の地点 ②の地点から82度34分34秒16.77mの地点

④の地点 ③の地点から77度54分42秒15.55mの地点

⑤の地点 ④の地点から164度43分59秒2.34mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から74度44分00秒3.34mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から344度43分59秒2.88mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から74度10分57秒3.99mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から163度32分14秒0.70mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から72度21分32秒2.18mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から72度43分57秒3.74mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から70度24分29秒12.99mの地点

- ⑬の地点 ⑫の地点から67度50分40秒22.70mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から67度13分25秒17.06mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から67度42分17秒4.31mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から337度35分57秒1.52mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から67度35分57秒7.68mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から157度15分20秒2.91mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から67度15分23秒2.44mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から67度15分20秒5.56mの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から67度15分20秒15.44mの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から67度15分20秒4.80mの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から170度20分49秒0.47mの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から67度15分20秒3.95mの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から350度18分43秒0.47mの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から66度23分41秒15.81mの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から64度19分40秒14.08mの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から157度15分14秒2.24mの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から244度45分17秒14.08mの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から245度30分23秒16.25mの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から245度52分59秒3.76mの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から245度33分35秒4.56mの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から245度18分29秒15.45mの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から244度41分30秒5.57mの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から242度37分08秒14.49mの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から245度43分23秒17.07mの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から247度49分54秒22.93mの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から250度51分17秒13.31mの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から243度28分01秒3.86mの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から250度15分03秒2.61mの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から252度09分46秒3.24mの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から255度43分42秒19.99mの地点
- ①の地点 ㊷の地点から257度04分10秒17.21mの地点

ウ 面積

928平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

平田市河下町字祖父谷尻1番地及び13番地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とケの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

アの地点 青木平等三角点(北緯35度25分26秒506、東経132度43分15秒240、標高343.14m)から53度46分31秒3,759.52mの地点

イの地点 アの地点から351度27分54秒17.07mの地点

ウの地点 イの地点から82度10分38秒16.75mの地点

エの地点 ウの地点から77度59分42秒14.51mの地点

オの地点 工の地点から344度43分45秒2.14mの地点
カの地点 オの地点から74度43分45秒5.34mの地点
キの地点 カの地点から164度43分45秒0.93mの地点
クの地点 キの地点から69度29分07秒2.62mの地点
ケの地点 クの地点から105度05分11秒2.97mの地点
コの地点 ケの地点から72度43分59秒3.73mの地点
サの地点 コの地点から70度24分27秒12.97mの地点
シの地点 サの地点から67度50分30秒22.68mの地点
スの地点 シの地点から67度13分37秒17.06mの地点
セの地点 スの地点から67度42分17秒4.31mの地点
ソの地点 セの地点から337度45分57秒1.02mの地点
タの地点 ソの地点から67度35分57秒7.68mの地点
チの地点 タの地点から337度15分20秒1.39mの地点
ツの地点 チの地点から67度35分06秒2.44mの地点
テの地点 ツの地点から67度35分06秒5.56mの地点
トの地点 テの地点から68度42分09秒15.44mの地点
ナの地点 トの地点から72度01分54秒5.60mの地点
ニの地点 ナの地点から170度20分49秒3.95mの地点
ヌの地点 ニの地点から67度15分20秒3.95mの地点
ネの地点 ヌの地点から350度18分43秒4.14mの地点
ノの地点 ネの地点から62度57分36秒15.03mの地点
ハの地点 ノの地点から65度14分05秒14.07mの地点
ヒの地点 ハの地点から157度15分30秒13.66mの地点
フの地点 ヒの地点から247度15分19秒14.06mの地点
ヘの地点 フの地点から241度07分13秒16.34mの地点
ホの地点 ヘの地点から245度31分58秒3.76mの地点
マの地点 ホの地点から232度48分22秒4.71mの地点
ミの地点 マの地点から248度34分21秒15.44mの地点
ムの地点 ミの地点から245度22分14秒5.56mの地点
メの地点 ムの地点から246度42分28秒14.44mの地点
モの地点 メの地点から244度59分34秒17.08mの地点
ヤの地点 モの地点から247度58分40秒23.18mの地点
ユの地点 ヤの地点から254度58分50秒13.66mの地点
ヨの地点 ユの地点から246度23分36秒3.90mの地点
ラの地点 ヨの地点から242度11分49秒2.72mの地点
リの地点 ラの地点から254度11分09秒3.32mの地点
ルの地点 リの地点から254度34分41秒4.00mの地点
レの地点 ルの地点から252度11分14秒16.58mの地点
アの地点 レの地点から257度38分04秒17.56mの地点

ウ 面積

2,495平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

島根県告示第1,021号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号ウ中「及び飯浦町」を「、飯浦町、美都町及び匹見町」に改め、同号中ケを削り、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 雲南市（木次町湯村、木次町平田、木次町北原、三刀屋町神代、三刀屋町六重、三刀屋町中野、三刀屋町須所、三刀屋町坂本、吉田町曾木、吉田町上山、吉田町深野及び吉田町川手の区域に限る。）

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号コを次のように改める。

コ 飯石郡頓原町（大字八神、大字獅子、大字志津見及び大字角井の区域に限る。）

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号中セを削り、ソをセとし、タをソとする。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画地区計画
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 物品等の名称、配車先及び数量
 - (1) 除雪トラック（7t専用車）、1台、益田土木建築事務所
 - (2) 除雪グレーダ（3.1m級）、1台、木次土木建築事務所
 - (3) 凍結防止剤散布車（2.5m³）、2台、松江土木建築事務所及び浜田土木建築事務所
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
 - (1) 平成16年8月20日

(2) 平成16年 8月20日

(3) 平成16年 8月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 島根日野自動車株式会社松江支店 島根県八束郡東出雲町大字出雲郷881番地

(2) コマツ山陰株式会社松江支店 島根県松江市東津田町1266 - 1

(3) 中国TCM株式会社山陰支店 島根県八束郡東出雲町大字錦浜583 - 33

5 落札金額

(1) 17,115,000円

(2) 16,359,000円

(3) 27,195,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

(1) 一般競争入札

(2) 一般競争入札

(3) 一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成16年 7月 9日

正

誤

平成13年 3月 6日付け島根県報第1,245号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

三	ページ
右から四	行

出雲市知井宮町間谷一五九四番から同市大島町二三番まで

誤

出雲市東神西町字御崎谷一九二番一地先から同市大島町二三番まで

正

平成14年11月15日付け島根県報第1,420号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

二 十 二	ペ ー ジ	
右 か ら 八	行	
五 三 四 ・ 〇 〇	誤	
五 四 〇 ・ 〇 〇	正	

平成16年3月16日付け島根県報第1,555号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から9	松江市打出町250番1地先から同市末次本町86番2地先まで	松江市打出町250番1地先から同市末次町86番2地先まで
	下から7	松江市袖師町3番地先から同市末次本町86番2地先まで	松江市袖師町3番地先から同市末次町86番2地先まで

平成16年6月15日付け島根県報第1,581号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から19	工事完了の期日	工事開始の期日

平成16年8月3日付け島根県報第1,595号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤		正	
7	島根県告示第774号	一般国道	485号	一般国道	485号
				"	432号

平成16年 9月14日付け島根県報第1,607号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤		正	
6	上から 4	120.00		119.50	

平成16年 9月17日付け島根県報第1,608号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤		正	
5	上から 4	管轄する支庁の名称		管轄する土木建築 事務所の名称	

